

野田市ことば相談室の設置及び管理
に関する条例施行規則を廃止する規則
をここに公布する。

令和7年3月21日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第16号

野田市ことば相談室の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則

野田市ことば相談室の設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年野田市規則第15号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。